

Lesson

識別表示について

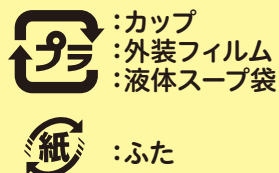
識別マーク	法定表示	自主表示
①  スチール缶 (飲料又は酒類用)	○	
②  アルミ缶 (飲料又は酒類用)	○	
③  ペットボトル (飲料、しょうゆ又は酒類用)	○	
④  紙製容器包装 (⑥と⑦を除く)	○	
⑤  プラスチック製容器包装 (③以外のPETボトルを含む)	○	
⑥  飲料用紙容器 (アルミニウムを利用したものを除く)		○
⑦  段ボール ダンボール		○



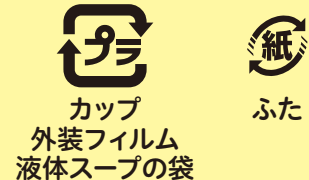
✓ 原則として個別表示であるが、多重容器包装には「一括表示」も可能



上下表示



左右表示



一括表示を行う場合

一括表示を行う部位の識別マークについては、他の部位を示す識別マークよりも大きくして、両者を区別できるようにすることを推奨

✓ 材質が多様なプラスチックについては「材質表示」も可能

複合材質については、主要な構成材料を含めた2つ以上について表記を行うこととし、主要な(最大重量の)材料については下線を付します。

一括表示と組み合わせて「材質表示」を行うことも可能

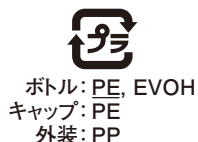
ポリエチレン単一



主たる材質がポリエチレンで、エチレン-ビニルアルコール樹脂との複合材質の場合



マヨネーズの例



レトルト食品の例



POINT!

材質表示は推奨6pt以上!

